

参 考 資 料

第 7 8 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立市民活動センター）	
・箕面市立みのお市民活動センターの管理運営に関する協定書	3
第 7 9 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立市民文化ホール）	
・箕面市立市民文化ホールの管理運営に関する協定書	17
第 8 0 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立人権文化センター）	
・箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの管理運営に関する協定書	33
第 8 1 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立生涯学習センター）	
・箕面市立生涯学習センターの管理運営に関する協定書	47
第 8 2 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立障害者福祉センター）	
・箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者に係る協定書	63
第 8 7 号議案 特定事業契約締結の件（箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業特定事業契約）	
第 8 8 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）	
第 8 9 号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立船場広場）	
・箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業特定事業契約書	75

箕面市立みのお市民活動センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお（以下「乙」という。）は、箕面市立みのお市民活動センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民活動センター条例（平成16年箕面市条例第42号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民活動センター条例施行規則（平成17年箕面市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるものほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立みのお市民活動センター
- (2) 所在地 箕面市坊島四丁目5番20号
みのおキューズモールWEST-1 2階
- (3) 構造 鉄骨造2階建 2階部分
- (4) 面積 720.85 m² (218.05坪)
- (5) 施設内容 会議用施設（会議室、プレイルーム、多目的室）
活動用施設（事務ベース、倉庫、ロッカー、メールボックス）
交流用施設（フレキシブルコーナー、キッズコーナー、
ワーキングコーナー、図書・資料コーナー、
かやのさんべい橋交流スペース）

- 2 乙は、前項に掲げる施設のうち、かやのさんべい橋交流スペースについては、甲乙協議の上その管理方法等を定めるものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和2年4月1日から令和7年3

月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する業務
- (2) 災害時の対応に関する業務
- (3) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立みのお市民活動センター指定管理者募集要項（令和元年8月1日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

- 第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第11条 乙は、条例第15条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における

個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、備品等一覧に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の備品等一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規程等

- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	28,350,095円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	28,350,095円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	28,350,095円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	28,350,095円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	28,350,095円
合 計	141,750,475円

2 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲

乙協議により決定するものとする。

- 4 市民活動支援金の原資は、年額2,500,000円とする。なお、乙は、本原資と他事業の会計を別にして運営し、指定管理期間終了後の剩余金は甲に寄付するものとする。

(指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支払月	指定管理料（税抜金額）	備考
4月	8,792,069円	前金払い
7月	6,519,342円	同上
10月	6,519,342円	同上
1月	6,519,342円	同上
合計	28,350,095円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第24条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償に

については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第27条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第28条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から第32条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第23条の規定にかかわらず、甲は、第26条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第37条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第38条 乙は、条例第12条第3号、第13条第3号及び第16条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第41条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第42条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年(2019年) 11月13日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 団

乙 箕面市坊島四丁目5番20号 みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお

理事長 須貝昭子 団

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内 容	市	指定管理者
法令改正 ※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	○	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張	○	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況	○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○	
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷(不可抗力によるものを含む)	○	協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合(管理瑕疵)		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害	○	※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害(不可抗力によるものを含む)		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む)		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。 ※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立市民文化ホールの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立市民会館（以下「グリーンホール」という。）及び箕面市立メイプルホール（以下「メイプルホール」という。）（以下これらを「文化ホール」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民文化ホール条例（平成16年箕面市条例第43号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民文化ホール条例施行規則（平成17年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、文化ホールが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う文化ホールの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）グリーンホール

- ア 施設名称 箕面市立市民会館（グリーンホール）
- イ 所在地 箕面市西小路四丁目6番1号
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）
- エ 面積 敷地面積 3,953 m²、延床面積 4,234 m²
- オ 施設内容 ホール棟：ホール（987席。車椅子スペースを含む。）
会議室棟：大会議室（3室）、小会議室（3室）、和室（1室）
ほか
- カ その他 ホール棟は令和3年（2021年）3月31日までの利用となる。

（2）メイプルホール

- ア 施設名称 箕面市立メイプルホール
- イ 所在地 箕面市箕面五丁目11番23号

ウ 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階 (箕面市立中央生涯学習センター等を含む。)
エ 面積	専有床面積 1,963 m ²
オ 施設内容	大ホール(501席。オーケストラピット77席を含む。)、 大ホール樂屋(6室)、小ホール(100名)、小ホール樂屋 (2室)、リハーサル室(100名)、ホワイエ、ロビー、野 外ステージほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって文化ホールを管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）
は、令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日
までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定
める事項のほか、箕面市立市民文化ホール指定管理者募集要項（令和元年8月
1日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された令和元年(2019年)9月4日付「箕面市立市民文化ホー
ル指定管理者申込書」に記載された、特別提案については、次の各号に掲げる
内容についてこれを採用する。

- (1) メイプルホールと箕面市立中央生涯学習センターを一元管理する
- (2) チケット販売システムの更新

(3) 独自性の高い自主事業を実施する

- ア 箕面市立生涯学習センターで実施する生涯学習講座と連携した閉館イベント「グリーンホール フェアウェル第九」を実施 ほか

(4) 利用者の利便性を高める取り組みを実施

- ア 市民会館：ホール棟解体撤去に併せて会議室棟楽屋のリノベーションを実施（会議室に改修）
- イ 市民会館：会議室棟各部屋に個別空調機を設置
- ウ 市民会館：トイレのウォシュレット化を実施
- エ メイプルホール：リハーサル室バレエシートの取換
- オ メイプルホール：プロジェクターの導入

2 前項の特別提案の実施は、第1号、第2号及び第3号の一部については、指定期間の初年度から実施し、その他については甲乙協議の上で実施する時期等を別に定める。

3 この提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、文化ホールの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

- 第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に文化ホールの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第14条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第16条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第17条 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第18条に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額

を超える場合は、甲が改修等するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

（備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額）

第18条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。以下「負担上限額」という。）は、次表のとおりとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
2,010,000円	1,672,500円	1,672,500円	1,672,500円	1,672,500円	8,700,000円

- 2 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 4 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用

状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月以内（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における文化ホールの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を応じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規定等

(6) 非常時の体制

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会

(3) 評価の実施に必要な資料の作成

(4) 評価に実施時における説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関するここと

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第25条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	69,614,673円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	56,514,998円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	47,699,649円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	47,699,649円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	47,699,649円
合 計	269,228,618円

2 甲は、第29条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第19条の規定により乙が文化ホールの施設、付属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容

を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第26条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	17,405,673円	14,130,998円	11,927,649円	11,927,649円	11,927,649円
7月	17,403,000円	14,128,000円	11,924,000円	11,924,000円	11,924,000円
10月	17,403,000円	14,128,000円	11,924,000円	11,924,000円	11,924,000円
1月	17,403,000円	14,128,000円	11,924,000円	11,924,000円	11,924,000円
合計	69,614,673円	56,514,998円	47,699,649円	47,699,649円	47,699,649円

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第32条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第27条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第28条 文化ホールの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、文化ホールの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用

者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第30条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第31条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第33条 甲は、乙が第22条に規定する甲による業務の改善の指示に従わない

ときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第34条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第35条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第36条 第33条から第35条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第26条の規定にかかわらず、甲は、第29条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第38条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、条例第20条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第40条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第41条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第42条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるも

のとする。

(疑義の解釈)

第43条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第44条 この協定は、箕面市議会で文化ホールに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第45条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年(2019年)11月14日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 印

乙 箕面市箕面五丁目11番23号

公益財団法人箕面市メイプル文化財団

理事長 小枝正幸 印

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	○	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張	○	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況	○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○	
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○ ※2
管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）		協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とリリーフ・みのお（以下「乙」という。）は、箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立人権文化センター条例（平成21年箕面市条例第39号。以下「条例」という。）及び箕面市立人権文化センター条例施行規則（平成21年箕面市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
- (2) 所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目19番3号
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 面積 敷地面積：1,105.57 m² 延床面積：1,006.53 m²
- (5) 施設内容

ア 1階：ロビー、事務所、相談室、工芸室、倉庫、機械室、陶芸窯、図書館ほか

イ 2階：大会議室、和室、学習室、会議室、料理実習室、倉庫ほか

ウ 附属施設：センタ一分室

所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目18番44号

構造 木造平屋建

面積 敷地面積：470.08 m² 延床面積：145.80 m²

施設内容 事務室、多目的室、和室、倉庫ほか

2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及

び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。

- 3 箕面市教育委員会の所管及び箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、箕面市教育委員会、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する業務
 - (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
 - (3) 災害時の対応に関する業務
 - (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立桜ヶ丘人権文化センター指定管理者募集要項（令和元年7月8日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第11条 乙は、条例第18条の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (2) 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
 - (3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
 - (4) 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
 - (5) 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

(人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支計画書

- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかつたときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第8条の規定により10日

以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款その他これに類する書類
- (2) 役員
- (3) 登記事項証明書その他これに類する書類
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規程等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	28,391,175円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	28,391,175円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	28,391,175円

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	28, 391, 175円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	28, 391, 175円
合 計	141, 955, 875円

- 2 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第21条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額 (税抜金額)	備 考
4月	7, 097, 794円	前金払い
7月	7, 097, 794円	同上
10月	7, 097, 794円	同上
1月	7, 097, 793円	同上
合 計	28, 391, 175円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第24条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分

担については、この協定に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内 容	市	指定管理者
法令改正(注1)	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷(不可抗力によるものを含む)		○ 協議事項
損害賠償(注2)	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合(管理瑕疵)		○
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害(不可抗力によるものを含む)		○ 協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む)		○ 協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		○ 協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

(注1) 税法を除く。

(注2) 乙は、一定のリスクに対応できる保険に加入し、証券等の写しを提出すること。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第27条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第28条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業

務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から第32条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第23条の規定にかかわらず、甲は、第26条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、条例第22条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第37条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第38条 乙は、条例第14条第3号、第16条第3号及び第19条に基づき、暴力団の

利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第41条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第42条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年（2019年）11月8日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 団

乙 箕面市桜ヶ丘四丁目16番21号

リリーフ・みのわ

代表 工藤一郎 団

箕面市立生涯学習センターの管理運営に関する協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立中央生涯学習センター（以下「中央生涯学習センター」という。）、箕面市立東生涯学習センター（以下「東生涯学習センター」という。）及び箕面市立西南生涯学習センター（以下「西南生涯学習センター」という。）（以下これらを「生涯学習センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第4号。以下「条例」という。）及び箕面市立生涯学習センター条例施行規則（平成4年箕面市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、生涯学習センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う生涯学習センターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）中央生涯学習センター

施設名称：箕面市立中央生涯学習センター

所 在 地：箕面市箕面五丁目11番23号

構 造：鉄筋コンクリート造3階建地下1階

面 積：敷地 6,964 m²、延床 10,950 m²、専有面積 1,151 m²、
共用部分 5,926 m²

管理範囲：専有部分及び共用部分

併設施設：箕面市立メイプルホール、箕面市立中央図書館

施設内容：和室、工芸室、料理実習室、音楽室（大・小）、講義室、講座室、
会議室（2室）、茶室（2室）、プレイルーム、コミュニティルーム、
ミーティングルーム、事務室、倉庫ほか

(2) 東生涯学習センター

施設名称：箕面市立東生涯学習センター

所 在 地：箕面市粟生間谷西三丁目1番3号

構 造：鉄筋コンクリート造4階建（地上2階、地下2階）

面 積：敷地 3,862 m²、延床 4,026 m²、専有面積 1,120 m²、
共用部分 1,986 m²

管理範囲：専有部分及び共用部分

併設施設：箕面市立東図書館

施設内容：和室、工芸室、料理実習室、美術室、ホール、講座室、会議室(2室)、茶室、多目的室、音楽スタジオ(2室)、プレイルーム、ギャラリー、事務室、倉庫ほか

(3) 西南生涯学習センター

施設名称：箕面市立西南生涯学習センター

所 在 地：箕面市瀬川三丁目2番5号

構 造：鉄骨造3階建

面 積：敷地 1,592 m²、延床 1,450 m²

施設内容：音楽室、ホール、大会議室、料理実習室、和室、アートルーム、会議室、活動室、ギャラリー、事務室、倉庫ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって生涯学習センターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）
は、令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日
までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）条例第3条に規定する業務

（2）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（3）災害時の対応に関する業務

- (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立生涯学習センター指定管理者募集要項（令和元年8月1日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。
- （特別提案の取扱い）
- 第5条 乙から提出された令和元年(2019年)9月4日付「箕面市立生涯学習センター指定管理者申込書」に記載された、特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用する。
- (1) 中央生涯学習センターと箕面市立メイプルホールを一元管理する
 - ア 中央生涯学習センターとメイプルホールを同じ館長が一括的に管理
 - イ ロビー及び野外ステージを中央生涯学習センター及びメイプルホールで一元管理ほか
 - (2) 独自性の高い自主事業を実施する。
 - ア 箕面市立市民会館（グリーンホール）閉館イベント「グリーンホール フェアウェル第九」を生涯学習講座と連携して実施する ほか
 - (3) 利用者の利便性等を高める取り組みを実施
 - ア 中央生涯学習センター及び東生涯学習センターの防犯カメラを事務所で常時確認できるように整備を行う ほか
- 2 前項の特別提案の実施は、第1号及び第2号の一部については、指定期間の初年度から実施し、その他については甲乙協議の上で実施する時期等を別に定める。
- 3 この提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

- （自主事業）
- 第6条 乙は、生涯学習センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

- （業務の実施）
- 第7条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に生涯学習センターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド

及びマイクロフィルムを含む。) 及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)

(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第14条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第16条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第17条 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第18条に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

(備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額)

第18条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。以下「負担上限額」という。）は、次表のとおりとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	11,500,000円

- 2 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 4 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2か月以内（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における生涯学習センターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を応じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規定等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価に実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第25条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集

要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	97,447,649円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	97,447,649円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	97,447,649円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	97,447,649円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	97,447,649円
合 計	487,238,245円

- 2 甲は、第29条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第19条の規定により乙が生涯学習センターの施設、付属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第26条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額（税抜金額）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いでの支払うものとする。

支払月	支払額（税抜金額）
4月	24,364,649円
7月	24,361,000円
10月	24,361,000円
1月	24,361,000円
合 計	97,447,649円

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第32条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第27条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第28条 生涯学習センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、生涯学習センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第30条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第31条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第33条 甲は、乙が第22条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第34条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第35条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第36条 第33条から第35条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第26条の規定にかかわらず、甲は、第29条

に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第37条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

（備品等の扱い）

第38条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第39条 乙は、条例第20条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第40条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第24条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第41条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第42条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第43条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第44条 この協定は、箕面市議会で生涯学習センターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第45条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年(2019年)11月14日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 団

乙 箕面市箕面五丁目11番23号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小枝 正幸 団

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

【別紙2】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク負担	
種類	内容	市	指定管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○ ※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者的責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立障害者福祉センターささゆり園（以下「センター」という。）の指定管理者に係る協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立障害者福祉センター条例（平成15年箕面市条例第50号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人大きな乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 箕面市立障害者福祉センターささゆり園
 - (2) 所在地 箕面市西小路三丁目9番9号
 - (3) 施設規模 鉄筋コンクリート 平屋建て
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

（指定期間）

第5条 本協定による指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。
2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 条例第2条第3号に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 条例第2条第4号に規定する事業の実施に関すること。
- (5) 条例第2条第5号に規定する事業の実施に関すること。
- (6) 条例第2条第6号に規定する事業の実施に関すること。
- (7) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) その他甲が必要と認める業務。

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者募集要項」(令和元年9月2日制定)及び「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務水準書」(令和元年9月2日制定)の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目又は水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第20条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

- 2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

- 2 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、仕様書に定める事項を遵守し、センターの管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た

秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、また、同様とする。

- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（人権研修等の実施）

- 第14条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について、正しい認識をもつて業務を遂行できるよう、人権研修等を行うものとする。

（指定管理者の評価の実施）

- 第15条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (3) 評価の実施時における説明
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律への取組み)

第16条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用を誠実に履行しなければならない。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組みを進めるよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第17条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、別紙に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第18条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、第17条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第17条第5項により更新した備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 第6条第1項第1号から第6号及び第8号に掲げる事業に係る事業計画
- (3) 収支計画
- (4) 人員体制計画
- (5) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第21条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第22条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、隨時、実地について監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。

3 乙は、甲から前項に規定する通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその通知に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第23条 甲は、前条による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第24条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第25条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料
令和2年4月1日から令和3年3月31日	37,839,000円
令和3年4月1日から令和4年3月31日	37,931,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日	37,828,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日	37,941,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日	37,709,000円

2 第7条第3項の規定による業務範囲又は業務の細目又は水準の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第26条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

支 払 月	指定管理料	備 考
令和2年4月	18,919,000円	前金払い
令和2年10月	18,920,000円	同上
令和3年4月	18,965,000円	同上
令和3年10月	18,966,000円	同上
令和4年4月	18,914,000円	同上
令和4年10月	18,914,000円	同上
令和5年4月	18,970,000円	同上
令和5年10月	18,971,000円	同上
令和6年4月	18,854,000円	同上
令和6年10月	18,855,000円	同上

(利用料金)

第27条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、また、同様とする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第28条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたる。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第31条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を第25条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならぬ。

2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第35条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第17条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第19条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合において

は、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第37条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (3) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定の取消し時の取扱い)

第40条 第37条から第39条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第26条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第25条第1

項の指定管理料を支払うものとする。

- 2 第34条から第36条までの規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、本協定書第20条の規定により甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、障害者福祉センターささゆり園に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自
1通を保有する。

令和元年11月8日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 

乙 箕面市瀬川三丁目3番21号

社会福祉法人あかつき福祉会

理事長 永田吉治 

箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設 (第2期) 整備運営事業

特定事業契約書

- | | |
|----------|--|
| 1. 事業名 | 箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業 |
| 2. 事業の場所 | 箕面市船場東3丁目地内 |
| 3. 契約期間 | 自令和元年12月19日至令和18年3月31日 |
| 4. 契約金額 | 金1,648,900,000円
(うち消費税及び地方消費税の額金149,900,000円) |
| 5. 契約保証金 | 第87条に定める契約保証金の預託又は履行保証保険契約の締結 |
| 6. 支払条件 | 別途本文中に記載のとおり |

上記の事業について、箕面市及び事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

なお、この契約は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第12条の規定による箕面市議会の議決及び事業者を指定管理者に指定する同議会の議決がなされることを停止条件として締結するものとする。

また、この契約は、市が指定管理者と締結すべき協定を兼ねるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者の記名押印の上、市及び事業者が各1通を保有する。

令和元年11月11日

発注者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田 哲郎印

事業者 住所 大阪府箕面市船場東二丁目5番59号
名称 PFI箕面船場駅前施設サービス株式会社
代表者 代表取締役 森田 兼光印

前　文

本事業の対象である箕面船場阪大前駅前地区が存する船場東地域は、昭和40年代に土地区画整理事業によって基盤整備され、大阪船場繊維卸商団地として、主に流通・業務系の土地利用を中心に発展してきた。

しかし、建物の老朽化や繊維卸業を取り巻く社会情勢の変化などからまちの更新期を迎えるつつあり、地権者をはじめとして、箕面市も北大阪急行線の延伸を契機とした新たなまちづくりに取り組んでいる。

現在、船場東地域に整備される箕面船場阪大前駅前の土地4.8ヘクタールを対象に箕面船場駅前土地区画整理事業(組合施行)が実施され、同地内への移転が決定した大阪大学箕面キャンパスの整備工事が既に始まっている。

市は、同地内において、文化ホール、生涯学習センター、図書館、駐車場、駐輪場及び広場の各種公共施設機能を整備する予定で、文化ホール、生涯学習センター、図書館及び駐車場については、「公共施設群」として、平成31年4月に建築着工したところである。

本事業(箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業をいう。以下同じ。)は、船場広場(地区内デッキ及び駅前広場)、箕面船場第一駐輪場及び箕面船場第二駐輪場(以下「第2期公共施設群」という。)のうち、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の設計・建設、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の設計、第2期公共施設群の運営・維持管理を、民間の資金とノウハウを活用し、良質な公共サービスの提案を期待できる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下PFI法という。)に基づいて実施することにより、同駅前の賑わい創出を実現することを決定した。

市は、本事業の入札説明書に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った事業者「大林組グループ」を落札者として決定した。事業者「大林組グループ」は、入札説明書に従い本事業を実施するために市との間で令和元年10月15日付の基本協定書(以下「基本協定書」という。)を締結し、これに基づきPFI箕面船場駅前施設サービス株式会社(以下「事業者」という。)を設立した。

市及び事業者は、以下の契約条項に基づき、本事業に関する特定事業契約(以下「この契約」という。)を締結する。

第1章 総 則

(定 義)

第1条

この契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理期間」とは、第2期公共施設群が市に引き渡されたときから令和18年3月31日までの期間をいう。
- (2) 「請負人等」とは、本件工事の全部又は一部を事業者から請け負った者及び第三者、並びにその下請負人その他本件工事の一部を請け負うすべての者をいう。
- (3) 「業務受託者等」とは、事業者、請負人等若しくは事業者から業務の委託を受けて本事業に係る業務を実施する受託者及びその下請人、再受託者をいう。
- (4) 「運営期間」とは、供用開始日から令和18年3月31日までの期間をいう。
- (5) 「箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者」とは、基本協定書においてデッキ下駐輪場の運営・維持管理を担当する企業として規定される者をいう。
- (6) 「箕面船場第二駐輪場運営・維持管理者」とは、基本協定書において駅舎駐輪場の運営・維持管理を担当する企業として規定される者をいう。
- (7) 「地区内デッキ運営・維持管理者」とは、基本協定書において地区内デッキの運営・維持管理を担当する企業として規定される者をいう。
- (8) 「駅前広場運営・維持管理者」とは、基本協定書において駅前広場の運営・維持管理を担当する企業として規定される者をいう。
- (9) 「業務要求水準」とは、この契約、入札関係書類、事業提案書、及び事業計画書において定められた、本事業の各業務についての要求水準(各書類間で内容が抵触するときは、市に最も有利な水準を示すものに従う。)をいう。
- (10) 「供用開始日」とは、地区内デッキ、箕面船場第一駐輪場、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場のそれぞれについて別紙2に定める供用開始日をいう。
- (11) 「設計実施者」とは、基本協定書において設計業務を担当する企業として規定される者をいう。
- (12) 「建設実施者」とは、基本協定書において建設業務を担当する企業として規定される者をいう。
- (13) 「工事監理実施者」とは、基本協定書において工事監理業務を担当する企業として規定される者をいう。
- (14) 「工事開始日」とは、第4条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された本件工事の開始日をいう。
- (15) 「構成企業」とは、複数の企業で構成される場合の事業者グループの構成企業をいう。

- (16)「施設整備費」とは、第70条に定める、市が事業者に対して支払う施設整備業務の対価をいう。
- (17)「事業提案書」とは、事業者が市に提出した入札書及び提案書、市からの質問に対する回答書その他の事業者がこの契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。
- (18)「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、初年度については、この契約に関し民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第12条の規定による箕面市議会の議決がなされた日から、翌年3月31日までをいう。
- (19)「成果物」とは、この契約又は要求水準書に基づき、若しくはその他この契約に定める業務に関連して、事業者が市に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいい、未完成のもの及び業務を行う上で得られた記録等を含む。
- (20)「設計期間」とは、第4条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、この契約締結日から実施設計図書の市への提出までの期間をいう。
- (21)「入札関係書類」とは、入札説明書等、及び事業提案書を総称している。
- (22)「入札説明書等」とは、本事業に関し令和元年8月23日に公表された入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集等並びにそれぞれの質問回答、その後の修正、変更及び改定を含む。
- (23)「本業務」とは、事業者がこの契約に基づき実施すべき業務をいう。
- (24)「自主事業」とは、事業者の提案にかかる、第2期公共施設群を活用した、まちの賑わいに寄与するソフト面の事業をいう。
- (25)「本件工事」とは、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の整備に係る工事を個別に称して又は総称している。
- (26)「本件工事期間」とは、第4条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、工事開始日から本件引渡日までの期間をいう。
- (27)「本件土地」とは、別紙1において特定された、この契約に基づく地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の整備並びに第2期公共施設群の維持管理業務及び運営業務を履行する場所をいう。
- (28)「本件引渡日」とは、地区内デッキ、箕面船場第一駐輪場、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場のそれぞれについて別紙2に定める引渡しの日をいう。
- (29)「本指定」とは、事業者を第2期公共施設群の指定管理者に指定することをいう。
- (30)「本条例」とは、第2期公共施設群の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則(同条例に基づきなされる市の決議(本事業に関連するものに限る。)を含

む。)を総称していう。

- (31)「要求水準書」とは本事業の入札に関し令和元年8月23日に公表された要求水準書及びこれに関する質問回答をいい、その後の修正、変更及び改定を含む。
- (32)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの及び要求水準書又は設計図書で基準を示しているものについてはそれを超えるものであって、市又は事業者のいずれの責めに帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。また、要求水準書又は設計図書で基準を示しているものについては、それに従うものとする。
- (33)「利用者等」とは、第2期公共施設群の利用者その他第2期公共施設群への来訪者全体をいう。

2 要求水準書「第1」「4 用語の定義」において定義されている用語は、この契約においても当該定義と同様の意味を有する。

3 次の各用語については、要求水準書で用いられている意味と同様の意味をこの契約においても有する。「地区内デッキ」、「駅前広場」、「公共施設群」、「第2期公共施設群」、「基本設計」、「実施設計」、「維持管理業務」、「運営業務」、「設計図書」、「竣工図書」

なお、これら各用語のうち、「地区内デッキ」と「駅前広場」は、箕面市立船場広場条例（平成30年箕面市条例第39号）により設置を定めた「船場広場」の一部を示す名称であり、「駅前広場」は「船場広場」の南側、地上レベルに整備した部分を示し、「地区内デッキ」は「船場広場」のうち「駅前広場」以外の整備部分を示す。

また、この契約においては、令和元年第4回箕面市議会定例会への提案を予定している箕面市立駐車場条例（平成25年箕面市条例第17号）の改正案に基づき、入札説明書等で用いた「地下駐車場」は「箕面船場駐車場」、「デッキ下駐輪場」は「箕面船場第一駐輪場」、「駅舎駐輪場」は「箕面船場第二駐輪場」と表記する。

(目的)

第2条 この契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたつ

ては、その趣旨を尊重する。

- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(事業の実施及び事業日程)

第4条 事業者は、この契約及び入札関係書類に従って本事業を実施しなければならない。

- 2 事業者は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場についての設計及び建設業務、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場についての設計業務と第2期公共施設群についての維持管理業務及び運営業務等を含む別紙2の事業日程に基づく全体スケジュール表及び設計、建設に関する工程表（以下「設計・建設工程表」という。）を作成し、この契約締結以後速やかに市に提出し、その内容について市の承諾を得ること。

(事業者の資金調達)

第5条 本事業の実施に関する一切の費用は、この契約で特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任と費用負担において行う。

- 2 事業者は、PFI法第75条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する。事業者は、かかる支援が適用される場合には、支援の性質に応じ、これを事業者が市に対して支払う納付金に充当することについて、市と協議する。
- 3 市は、事業者が同法同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する。

(許認可、届出等)

第6条 この契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者が自らの責任と費用負担において提供する。ただし、法令上市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

- 5 事業者は、許認可等の申請の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が市の責めに帰すべき場合は、市が当該増加費用を負担する。
- 6 事業者は、本事業に関して市が国に対して行う交付金の申請に際して、市が求める申請に必要な書類を作成し、市に協力する。

(業務要求水準の変更)

- 第7条 市は、業務要求水準の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得るものとする。
- 2 市は、前項に従い業務要求水準を変更するときは、事業者に書面により通知する。業務要求水準の変更に伴いこの契約に基づく事業者の支払い金額を含めこの契約の変更が必要になる場合は、必要な変更契約を行うものとする。変更に伴い、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由(①市の指示又は請求による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②この契約、入札関係書類等の不備又は市による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。))により、増加費用又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害(第2期公共施設群の損傷を除く。)が発生した場合の取扱いは、第10章及び第11章の規定に従う。

(履行場所)

- 第8条 市は、事業者が、本事業にかかる業務を第4条に従い市の承諾を受けた全体スケジュール表に従って着手できるように、本件土地（駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の敷地を除く）を事業者に引き渡す。
- 2 事業者は、本業務を本件土地において実施しなければならない。ただし、業務の性質上、本件土地以外の場所での実施が必要なものについては、この限りでない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって本件土地の一部が不用となった場合において、本件土地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤

去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、本件土地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定める。

(設計及び本件工事に伴う各種調査)

- 第9条 事業者は、市が実施し、かつ、入札説明書等にその結果を添付した測量、調査等の実施方法又は結果に誤りがあったことを発見した場合には、その内容を市に通知するものとし、その誤りによって事業者の提案内容等の見直しが必要となった場合には、その見直しの内容等について市と協議する。
- 2 市は、前項の協議に基づく見直しに起因して生じる当該誤りと相当因果関係のある損害・追加費用について、その責任を負うものとする。
 - 3 事業者は、要求水準書に従い、本件工事に必要な敷地測量調査、地盤調査、インフラ調査、その他の調査(以下「調査等」という。)を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、事業者は調査等を行う場合、市に事前に調査計画書を提出するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは当該調査等に係る報告書を作成し、市に提出し、その確認を受けなければならない。
 - 4 事業者は、前項に定める調査等を実施した結果、市の調査等の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議するものとする。
 - 5 本件土地にかかる事前に予期することができない地質障害、地中障害物、土壤汚染、埋蔵文化財等に起因して発生する増加費用及び損害については合理的な範囲で市が負担する。

第2章 第2期公共施設群の設計

(第2期公共施設群の設計)

- 第10条 事業者は、この契約及び入札関係書類に従って、自らの責任と費用負担において、第2期公共施設群の実施設計を行う。事業者は、当該実施設計に関する一切の責任(設計上の不備及び瑕疵並びに事業者による設計の変更から発生する増加費用を含む。)を負担する。

- 2 事業者は、設計に関する業務責任者を設置し、この契約締結後速やかにその氏名等の必要事項を市へ通知しなければならない。
- 3 事業者は、この契約締結後速やかに、第2期公共施設群の実施設計を開始し、第4条に従い市の承諾を受けた設計・建設工程表に従い市による状況の確認を必要に応じて受けるとともに、設計・建設工程表に基づき、実施設計完了時に、実施設計図書を市に提出する。市は、提出された図書について、その内容に応じ別途市が定める日までに確認し、変更すべき点がある場合には事業者に通知するものとする。なお、実施設計は、当該変更通知を踏まえた修正が完了した段階で完了するものとし、市による当該変更通知は、第12条に規定する設計変更には該当しないものとする。市は、事業者の求めがあった場合には、内容を確認した旨の通知書を事業者に交付する。
- 4 事業者は、第2期公共施設群の設計にあたって、設計実施者以外の第三者(その他の構成企業を含む。以下本条で同じ。)に設計の全部又は大部分を請け負わせ、又は委託してはならない。
- 5 事業者は、設計実施者以外の第三者に設計の一部を請け負わせ、又は委託する場合は、関連資料(当該第三者の名称、請け負わせ又は委託する業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。)及び当該第三者と締結予定の契約書を添付して事前に市の承諾を得なければならない。設計実施者ないしは当該第三者がさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託するときは、事前に市に届出を行うものとする。
- 6 前項に記載の設計実施者及び第三者への請負又は委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計実施者及び当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 7 市は、第2期公共施設群の設計の状況について、隨時事業者から報告を受けることができるものとする。
- 8 市は、第3項の図書が入札関係書類に反する場合、事業者に対してその旨を通知し、是正を求めるものとし、事業者はこれに従い自己の費用と責任をもって是正を行い、市の確認を受けなければならない。
- 9 前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 10 市は、第3項の図書を事業者から受領したこと、事業者の求めに応じてそれらの図書を確認したこと、第7項の報告を受けたこと並びに第3項及び第8項に定める通知を行ったことを理由として、設計及び本件工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 11 設計図書の引渡し前に、設計図書に生じた損害その他設計業務を行うにつき生じた損害(第14条第2項、第29条に規定する損害並びに不可抗力による損害を除く。)

については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第21条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 12 実施設計の結果、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の建設等に伴う見積価格（入札に際して市が定めた単価による）が提案金額を上回ったとしても、市はその増額分を負担しない。逆に見積価格が提案金額を下回った場合には、その差額について施設整備費の額を減額修正するものとする。

（設計条件の変更）

第11条 事業者は、市の承諾を得た場合を除き、入札関係書類に記載された第2期公共施設群の設計条件の変更を行うことはできないものとする。

- 2 市は、不可抗力、法令変更以外で必要があると認める場合は、変更内容を記載した書面を交付して、入札関係書類に記載した設計条件の変更を事業者に求めることができる。この場合、事業者は、設計条件の変更について、市と協議するものとする。

- 3 事業者は、前項により設計条件の変更が行われた場合、変更された設計条件に従い第2期公共施設群の設計を行うものとする。この場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、市は、合理的な範囲内で当該増加費用相当分を施設整備費の額とは別に追加負担し、または当該減少費用相当分について施設整備費の額から減額するものとする。

- 4 法令変更による設計条件の変更については第10章の規定に、不可抗力による設計条件の変更については第11章の規定に、それぞれ従うものとする。

- 5 本条の規定は第7条の規定に優先して適用するものとする。

（設計図書の変更）

第12条 市は、本件工事開始前及び本件工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して変更内容を記載した書面を交付して、第2期公共施設群の設計図書の変更を求めることができる。事業者は、市から当該書面を受領した後14日以内に、市に対してかかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 市は、自らの要求に基づき第2期公共施設群の設計図書を変更することにより、事業者に合理的な増加費用が発生するときは、その増加費用を負担する。ただし、市は、施設整備費の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、施設整備費の額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、市及び事業者で協議の上、これを定める。ただし、かかる協議が調

わない場合には、市が合理的な変更内容を定め、事業者に通知する。市が増加費用を負担する場合、市及び事業者は、その支払条件等について協議する。

- 3 事業者は、市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
- 4 事業者が市の承諾を得て、事業者の請求により設計図書の変更を行う場合、当該変更により事業者に増加費用が生じたときは、事業者がその増加費用を負担する。
- 5 事業者が市の請求により、又は市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該変更により設計・建設に係る費用が減少したときには、市及び事業者で協議の上、市は施設整備費の額のうち当該減少額相当分を減少させることができる。
- 6 事業者が市の請求により、又は市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合において、その原因が法令の変更又は不可抗力による場合は、当該費用の負担はそれぞれ第10章又は第11章の規定に従う。
- 7 本条の規定は第7条の規定に優先して適用する。

(設計図書及び竣工図書の著作権)

- 第13条 市は、設計図書及び竣工図書その他この契約に関する市に基づき作成される一切の成果物並びに地区内デッキ、箕面船場第一駐輪場(以下「設計図書等」という。)について、市の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計図書等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
 - 3 事業者は、市が設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようしなければならず、自ら又は著作権者(市を除く。以下本条において同じ。)をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。
 - (1) 設計図書等の内容を公表すること。
 - (2) 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 第2期公共施設群を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - 4 事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項の著作物に係る著作権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継さ

せること。

- (2) 第1項に掲げるもの及び第2期公共施設群の内容を公表すること。
- (3) 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第14条 事業者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(特許権等の使用)

第15条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法、工事材料、施工方法等（市が施工方法を指定した場合を含む。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその施行方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかつたときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第3章 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の建設

第1節 総則

(施工計画書等)

第16条 事業者は、本件工事に着手する14日前までに、第4条に従い市に提出した設計・建設工程表に基づき施工計画書を作成して市に提出し、市の確認を受けるものとする。事業者は、かかる市の確認を受けるまで、本件工事に着工することはできない。

2 事業者は、本件工事期間中、毎月25日までに実施工程表及び翌月分の月間工程表を作成するとともに、毎週金曜日までに翌週分の週間工程表を作成し、それぞれ市に提出するものとする（なお、最初の月間工程表及び週間工程表については、工事着工の5日前までに提出するものとする。）。月間工程表及び週間工程表の提出後に修正が必要となった場合、事業者は、適宜これを修正し、遅滞なく修正後

の月間工程表及び週間工程表を市に提出するものとする。

- 3 事業者は、本件工事の施工計画書並びに月間工程表及び週間工程表記載の日程に従い工事を遂行するものとする。
- 4 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかに開示する。

(本件工事における第三者の使用)

- 第17条 事業者は、本件工事にあたって建設実施者以外の第三者に本件工事の全部又は大部分を請け負わせ、又は委託してはならない。
- 2 事業者は、本件工事にあたって建設実施者以外の第三者に業務の一部を請け負わせ、又は委託する場合は、関連資料(当該第三者の名称、請け負わせ又は委託する業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。)及び当該第三者と締結予定の契約書を添付して事前に市の承諾を得なければならない。建設実施者ないしは当該第三者がさらに別の第三者に業務の一部を請け負わせ、又は委託する場合は、市に届出を行うものとする。
 - 3 前項に記載の建設実施者及び第三者等への請負又は委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、建設実施者及び当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
 - 4 市は、必要と認めた場合には隨時、事業者から施工体制台帳及び施工体制にかかる事項、その他本件工事に関する事項について報告を求めることができる。

(事業者による工事監理者等の設置)

- 第18条 事業者は、自己の責任及び費用負担で、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の工事監理実施者をして、本件工事の工事監理を行わせるものとする。
- 2 事業者は、要求水準書に従い自己の責任及び費用負担で工事監理者、現場代理人、主任技術者、建設工事にかかる業務責任者及び担当技術者を設置し、その氏名等の必要事項を市に届け出なければならない。なお、市への届出は本件工事の着工の14日前までに行わなければならない。
 - 3 事業者は、工事監理者をして、市に対して、毎月1回、本件工事につき定期的報告を行わせるものとする。また、市は、必要と認めた場合には、隨時、工事監理者に本件工事に関する報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する報告を行わせるよう求めることができる。
 - 4 事業者は、工事監理者をして、市に対して完成確認報告を行わせるものとする。
 - 5 工事監理者、現場代理人、主任技術者、業務責任者及び担当技術者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、その設置及び活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担す

る。

(建設用地等の管理及び安全対策並びに臨機の措置)

第19条 事業者は、事業者の責任と費用において本件土地（駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の敷地を除く）を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、工事現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該追加費用は事業者が負担する。

- 2 事業者は、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を行う。工事車両の通行については、予め周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者・警察等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、充分な配慮を行う。
- 3 事業者は、隣接する道路、施設等に損傷を与えないよう留意し、本件工事中にそれらを汚損、破損した場合には、事業者の負担において補修及び補償を行う。また、本件工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないように留意とともに、万一それらの被害が発生した場合には、事業者の責任で対応するものとする。
- 4 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ、市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 5 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 6 市は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 7 事業者が第4項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が施設整備費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。

(本件工事に伴う近隣対策)

第20条 この契約の契約締結日から第4条に従い市の承諾を受けた全体スケジュール表に記載された本工事の着工までの間に、事業者は、近隣住民に対し、本事業の概要及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、設計に関する事項及び内容を含む。以下同じ。）の説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。

- 2 事業者は、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動その他改修及び整備

工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 3 前項に定める近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 4 事業者は、自らの責任と費用負担において、近隣対策を行う。
- 5 事業者は、市の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。

(保険)

- 第21条 事業者は、自ら、又は建設実施者をして、自己の費用負担において、損害保険会社との間で、別紙3に記載する保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書については、市の確認を得るものとする。なお、事業者が付保する保険は別紙3のものに限定されない。
- 2 市及び事業者は協議により、別紙3に記載する保険契約の条件を変更できるものとする。
 - 3 事業者は、本件工事開始の前日までに、前項の保険証書の写しを市に提出しなければならない。

(法令遵守)

- 第22条 事業者は、本件工事を実施するにあたり、建築基準法(昭和25年法律第201号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他適用される法令を遵守するものとする。
- 2 事業者は、本件工事から発生した廃棄物等について、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に従い、再生可能なものは積極的に再利用を図るものとする。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の建設工事)

- 第23条 事業者は、この契約、実施設計図書、施工計画書及び入札関係書類に従い、自己の費用と責任において、第4条により市の承諾を受けた全体スケジュール表の日程に従い、本件工事を行う。
- 2 事業者は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場を本件引渡日までに完成し、市に引渡すものとする。市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の建設中及び引渡しを受けた後、第70条の規定に従い支払いを行うものとする。
 - 3 施工方法等、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場を完成するために必要な一切の方法については、要求水準書及び事業提案書に定めるもの以外は、事業者が

自己の責任において定めるものとする。

第2節 市による確認等

(市による説明要求及び建設現場立会い)

第24条 市は、本件工事の進ちょく状況及び施工状況について、事業者に報告を求めることができ、事業者は市の要請があった場合にはかかる報告を行わなければならない。また、市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場がこの契約、実施設計図書、施工計画書及び入札関係書類に従って建設されていることを確認するために、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は請負人等に対してその説明を求めることができ、事業者は、請負人等をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

- 2 前項に規定する報告又は説明の結果、建設状況がこの契約、実施設計図書、施工計画書及び入札関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は自らの費用と責任をもってこれに従わなければならない。
- 3 前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 4 市は、本件工事期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、隨時、本件工事に立ち会うことができる。
- 5 事業者は、本件工事期間中に事業者が行う地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 6 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、本件工事の立会いを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(中間検査及び中間確認)

第25条 事業者は、本件工事期間中、毎年度末に、自己の責任及び費用において、中間検査を行わなければならない。

- 2 市は、事業者から前項の中間検査の結果報告を受けた場合、中間確認を実施する。
- 3 市は、前項による中間確認の他に、工事期間中、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場がこの契約、実施設計図書、施工計画書及び入札関係書類に従って建設されていることを確認するために、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

第3節 本件工事の中止及び損害等

(本件工事の中止)

第26条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、その理由を通知した上で、本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

2 市は、前項に従い本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは本件工事期間を変更することができる。

3 事業者は、自己の責めに帰さない事由により、本件工事が一時中止されている場合、中止の原因となる事由が止んだ場合には、本件工事の再開を市に求めることができる。

(本件工事の中止又は本件工事期間の変更による費用等の負担)

第27条 市は、市の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は本件工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って市に生じた増加費用又は損害及び事業者に生じた合理的な増加費用又は損害を第70条記載の対価とは別に負担しなければならない。

2 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は本件工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って事業者に生じた増加費用又は損害及び市に生じた合理的な増加費用又は損害を負担しなければならない。

3 法令の変更により本件工事が中止され又は本件工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は本件工事期間の変更に因って市及び事業者に生じた増加費用又は損害の負担については、第89条によるものとする。

4 不可抗力により本件工事が中止され又は本件工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は本件工事期間の変更に因って市及び事業者に生じた増加費用又は損害の負担については、第91条によるものとする。

(本件工事期間の変更)

第28条 市が事業者に対して本件工事期間の変更を請求した場合、市及び事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

2 事業者が不可抗力又は法令の変更により本件工事期間を遵守できないことを理由として本件工事期間の変更を請求した場合、市及び事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

3 前2項において、市及び事業者の間において協議が調わない場合、市が合理的な本件工事期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(本件工事中に第三者に生じた損害)

第29条 事業者が本件工事の施工に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者又は市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

(部分使用)

第30条 市は、第34条の規定による引渡し前においても、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における必要な賠償額又は負担額は、市と事業者とが協議して定める。

第4節 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の竣工及び引渡し

(事業者による竣工検査)

第31条 事業者は、自己の責任及び費用において、第4条により市の承諾を受けた全体スケジュール表の日程に従い、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の竣工検査を行うものとする。事業者は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の竣工検査の日程を、竣工検査の10日前までに市に対して通知しなければならない。

- 2 市は、事業者が前項の規定に従い行う竣工検査への立会いができるものとする。なお、市は、必要と認める場合は、事業者をして、自らの費用をもって必要最低限の破壊検査を行わせることができるものとする。なお、破壊検査及び破壊検査後の復旧費用は事業者の負担とするが、市が合理的な理由なく破壊検査を実施し、その結果事業者の建設業務が入札説明書等及び設計図書に従ったものと認められるときは、破壊検査及び破壊検査後の復旧費用は市の負担とする。
- 3 事業者は、竣工検査に対する市の立会いの有無を問わず、竣工検査の実施後速やかに、市に対して、竣工検査の結果を、建築基準法第7条第5項による検査済証、他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(市による竣工確認)

第32条 市は、事業者から前条第3項に定める報告を受けたときは、14日以内に別途、市が定める竣工確認を実施しなければならない。

- 2 竣工確認の結果、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の状況がこの契約、実

施設計図書、施工計画書及び入札関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、判明した事項の具体的な内容を明らかにし、事業者に対し期間を定めてその是正を求めることが可能、事業者は自らの費用をもってこれに従わなければならぬ。事業者は、当該是正の完了後速やかに、市に是正の完了を報告しなければならない。

- 3 前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、市は是正要求を撤回する。
- 4 市は、事業者が前項の是正の完了を報告した日から14日以内に、再竣工確認を実施するものとする。当該再竣工確認の結果、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の状況がなおもこの契約、実施設計図書、施工計画書及び入札関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、2項及び3項の定めるところに準じるものとする。
- 5 機器等の試運転等は、市による地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の竣工確認前に事業者が実施し、その報告書を市に提出するものとする。
- 6 事業者は、機器、備品等の取扱いに関する市への説明を試運転とは別に実施する。

(市による竣工確認書の交付)

- 第33条 市が前条第1項に定める竣工確認又は前条第4項に定める再竣工確認を実施し、前条第2項の規定に基づく是正を求めない場合又は前条第3項の規定に基づき是正要求を撤回した場合で、かつ、事業者が竣工図書を市に対して提出した場合、市は、竣工図書受領後14日以内に、事業者に対して地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の竣工確認書を交付する。
- 2 市は、前項の竣工確認書の交付を行ったことを理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
 - 3 事業者は、市の竣工確認書を受領しなければ、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の維持管理業務及び運営業務を開始することができない。

(事業者による地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡し)

- 第34条 事業者は、竣工確認書の受領と同時に、別紙4の様式による目的物引渡書を市に交付し、本件引渡日において該当する地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡しを行う。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の瑕疵担保)

- 第35条 市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡し後、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の敷地内に事業者が設置した機器・備品等に瑕疵が発見された

ときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補(備品については交換を含む。以下同じ。)とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第34条に基づき地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の各施設の引渡しを受けた日から5年以内(備品については1年以内)に行われなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。
- 3 市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡しを受ける際に、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場に瑕疵があることを知った場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちに、事業者にその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。
- 4 事業者は、請負人等(ただし事業者からの発注を受けた者に限る。以下本条で同じ。)をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙5に定める様式による保証書を請負人等から徴求し、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の各施設の実施設計完了時に市に差入れる。
- 5 市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場又は機器・備品等が瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

第4章 維持管理業務及び運営業務

第1節 総則

(維持管理業務及び運営業務)

- 第36条 事業者は、維持管理業務及び運営業務を、自らの責任と費用負担において、実施する。
- 2 維持管理業務及び運営業務は独立採算の業務であり、市は事業者の業務実施の対価は支払わない。

(仕様書の作成・提出)

- 第37条 事業者は、市と協議の上、維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書を作成し、本件引渡日の6ヶ月前までに市に提出して市の確認を受けなければならない。維持

管理業務仕様書及び運営業務仕様書は、業務要求水準を満たし、かつ提案内容を踏まえたものでなければならない。

- 2 市は、維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書を確認したときは、遅滞なく確認通知書を事業者に交付する。

(事業計画書の作成・提出)

第38条 事業者は、要求水準書に従い維持管理業務及び運営業務について事業計画書を作成し、本件引渡日以降の事業年度について、各事業年度開始日の30日前までに、これを市に提出して、市の確認を受けるものとする。ただし、運営開始の初事業年度の運営業務にかかる事業計画書は、供用開始日の3か月前までに提出して、市の確認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書の記載事項については、市がこれを定めて、提出期限の1か月前までに事業者に対して通知する。
- 3 事業計画書は、業務要求水準を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

第39条 事業者は、維持管理業務及び運営業務の遂行にあたって、箕面船場第一駐輪場及び箕面船場第二駐輪場の維持管理業務及び運営業務については箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者及び箕面船場第二駐輪場運営・維持管理者以外の第三者に、船場広場の維持管理業務及び運営業務については地区内デッキ運営・維持管理者及び駅前広場運営・維持管理者以外の第三者に、各業務の全部又は大部分を請け負わせ、又は委託してはならない。

- 2 事業者が、維持管理業務及び運営業務の遂行にあたって、箕面船場第一駐輪場及び箕面船場第二駐輪場の維持管理業務及び運営業務について箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者及び箕面船場第二駐輪場運営・維持管理者以外の第三者に、船場広場の維持管理業務及び運営業務について地区内デッキ運営・維持管理者及び駅前広場運営・維持管理者以外の第三者に、それぞれ各業務の一部(ただし利用許可に関する権限の行使を除く。)を請け負わせ、又は委託する場合は、関連資料(当該第三者の名称、委託又は請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。)及び当該第三者と締結予定の契約書を添付して事前に市の承諾を得なければならない。箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者、箕面船場第二駐輪場運営・維持管理者、地区内デッキ運営・維持管理者、駅前広場運営・維持管理者、ないしは当該第三者がさらに別の第三者に業務の一部を請け負わせ、又は委託する場合は、市に事前の届出を行うものとする。
- 3 前項に記載の箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者、箕面船場第二駐輪場運営・

維持管理者、地区内デッキ運営・維持管理者、駅前広場運営・維持管理者及びその他第三者への請負又は委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、箕面船場第一駐輪場運営・維持管理者、箕面船場第二駐輪場運営・維持管理者、地区内デッキ運営・維持管理者、駅前広場運営・維持管理実施者、及び当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

- 4 市は維持管理業務及び運営業務の遂行状況について、隨時事業者及びその業務受託者等から報告を受けることができるものとする。

(業務責任者)

- 第40条 事業者は、要求水準書に従い、業務責任者を定め、維持管理期間の開始6か月前までに市に届け出る。市に届け出た業務責任者を変更する場合は、変更が確定した時点で速やかに届け出るものとする。
- 2 事業者は、市に対し、業務従事者(運営業務及び維持管理業務に従事する者をいう。以下同じ。)の名簿を、維持管理期間の開始日の30日前までに提出する。事業者は、業務従事者に変更があった場合、速やかに、これを市に報告する。なお、事業者は、業務の実施にあたり、法令等により業務の従事に資格を必要とする場合には、その資格を有する業務従事者を選任しなければならない。
 - 3 事業者は、自らの責任と費用負担において、業務従事の労働安全衛生管理を行う。
 - 4 市は、事業者の業務責任者がその業務を行うに不適当と認めたときは、事業者に対し、理由を示して、いつでもその交替を申し入れることができ、市及び事業者は協議の上、これを行うものとする。事業者は、かかる業務責任者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。

(事業報告及び定例会)

- 第41条 事業者は、要求水準書に従い、毎事業年度終了後30日以内に、維持管理業務及び運営業務について、市が定めた記載事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出する。ただし、事業年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該事業年度の当該取消しされた日までの事業報告書を提出するものとする。
- 2 事業者は、事業報告書の作成にあたっては、利用者アンケート調査を行い、その結果を基に資料の作成・分析を行い、その結果を事業報告書に記載しなければならない。
 - 3 事業者は、毎月の維持管理業務及び運営業務の実施状況について、翌月10日ま

でに月間業務報告書を作成し、市に提出するものとする。

- 4 事業者は、維持管理業務及び運営業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成する。市は隨時、業務日報を閲覧することができる。
- 5 事業報告書、月間業務報告書、及び業務日報に記載されるべき具体的な項目及び内容は、この契約締結後に市との協議を経て決定される。
- 6 前項に定めるほか、事業者は、緊急性を有する事項、重大な事項については、隨時市に報告する。
- 7 事業者は、事業報告書をこの契約の終了時から5年を経過するまで、それぞれ保管する。保管期間内に事業者が解散した場合においては、事業者グループの構成員のうち代表企業がこれを保管する。なお、市は、当該業務報告書等を公表することができる。
- 8 市及び事業者は、毎月10日以降の市が定める日時に定例会を行う。事業者は、定例会において、第3項の月間業務報告書に基づく報告、その他必要な報告を行い、市の質問に回答するほか、市の要望等について協議に応じるものとする。

(維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策)

- 第42条 事業者は、維持管理業務及び運営業務を遂行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。市は、必要と認める場合には、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。
- 2 前項の近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 3 事業者は、自らの責任及び費用負担において、近隣対策を行う。
 - 4 事業者は、市の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。

(維持管理運営期間開始日の遅延)

- 第43条 市の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、第2期公共施設群についての別紙2に定める各供用開始日に該当する維持管理業務及び運営業務を開始することができない場合、市は、当該開始日から実際に維持管理業務又は運営業務が開始されるまでの期間(両日を含む。)において、事業者が負担した合理的な増加費用(同期間ににおける負担を免れた維持管理費用や運営費用を控除した増加額)及び損害に相当する額を、事業者に対して支払う。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、第2期公共施設群についての別紙2に定める各供用開始日に該当する維持管理業務及び運営業務を開始できない場合、事業者は、当該開始日から実際に維持管理業務又は運営業務が開始されるまでの期間において、市が負担した増加費用及び損害に相当する額を負

担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、業務開始までの延滞日数に応じ、遅延にかかる地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の施設の施設整備費につき国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める当該開始日時点における率を乗じて計算した額の遅延損害金を市に支払う。

(業務実施に係る光熱水費の負担)

第44条 事業者は、維持管理業務及び運営業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等は自己の責任と費用で負担しなければならない。

第2節 指定管理の特則

(指定管理等)

第45条 市は、法令等及びこの契約に基づき、事業者を指定管理者として指定し、指定管理対象施設の管理を行わせる。

2 事業者は、法令等及びこの契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定の期間)

第46条 市が、事業者を指定管理者として指定する期間は別紙2に定める供用開始日から令和18年3月31日までとする。

(指定管理者による管理等)

第47条 事業者が指定管理者として行う業務(以下「指定管理業務」という。)の範囲は、第2期公共施設群についての維持管理業務及び運営業務とする。

2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、第2期公共施設群における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、この契約、入札関係書類、事業計画書に従い、維持管理業務及び運営業務を開始し、維持管理期間及び運営期間中、指定管理業務を遂行する責任を負う。

3 事業者は、本指定がその効力を生じるまでは、指定管理業務を開始することはできない。

(手続規定等の遵守)

第48条 事業者は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び箕面市行政手続条例(平成9年箕面市条例第1号)の行政庁として、法令の規定に基づいた指定管理を行うとともに、同条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続にあたっては、箕

面市聴聞等の手続に関する規則(平成6年箕面市規則第76号)に則った、適切な手続を行う。

- 2 事業者が、行政手続法第2章及び箕面市行政手続条例第2章に規定する審査基準、標準処理期間並びに同法第3章及び同条例第3章に規定する処分基準を変更する場合には、予め市と協議する。

(利用者等に対する指導)

第49条 事業者が第2期公共施設群の管理にあたり、利用者等に対して指導を行う場合については、箕面市行政手続条例第4章の規定の趣旨に則った対応をとるものとする。

(公益通報等の取扱い)

第50条 事業者は、その役員又は従業員が、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、指定管理業務について通報窓口に公益通報をすることができることを確認する。

- 2 事業者は、その役員又従業員は、市又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に協力させなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第51条 事業者は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的に第2期公共施設群の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 事業者は、指定管理業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 市は、対象文書であって市が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、事業者に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 事業者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 事業者は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、市の指示に従い、市又は市の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(備品の管理)

- 第52条 事業者は、施設整備業務により調達し、第2期公共施設群に搬入及び設置した備品については、備品台帳を作成し、竣工図書とともに市に提出するものとする。
- 2 第2期公共施設群に設置された備品は、維持管理期間及び運営期間中、前項の備品台帳によって管理するものとする。

(市による備品の貸与)

- 第53条 市は、指定管理業務に関し、前条の備品台帳に記載する備品を、事業者に無償で貸与するものとする。
- 2 事業者は、市から貸与された備品を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を市に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

- 第54条 前条第1項の備品は、市に帰属する。
- 2 事業者は、維持管理運営期間中、前条第1項の備品を指定管理業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は指定管理業務外で当該備品を貸与してはならない。

(事業者による備品の購入等)

- 第55条 事業者は、指定管理業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- 2 前項により購入した備品は市に帰属するものとし、第52条第1項の備品台帳によりこれを管理するものとする。ただし、利用料金収入以外の資金で購入した備品については、この限りでない。

(事業報告書)

- 第56条 事業者は、第41条第1項により市に提出する事業報告書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定により、各事業年度における第2期公共施設群の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載されたものとしなければならない。

(苦情等への対応)

- 第57条 事業者は、利用者等からの苦情等については、原則として次のように対応する。
- (1) 事業者が行ったサービス内容の苦情等については、事業者が処理対応を行い、市への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、市も処理対応を行うものとする。

- (2) 事業者が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、地方自治法第244条の4第1項の規定により市への審査請求となる。

第3節 維持管理業務

(維持管理業務)

第58条 維持管理業務は、要求水準書に規定する次の業務によって構成される。

- ア 地区内デッキ維持管理業務
- イ 箕面船場第一駐輪場維持管理業務
- ウ 駅前広場維持管理業務
- エ 箕面船場第二駐輪場維持管理業務

- 2 事業者は、自らの責任と費用負担において、維持管理期間中、この契約、入札関係書類及び事業計画書に基づき、業務要求水準に従い、維持管理業務を行う。
- 3 事業者は、維持管理期間の開始日に維持管理業務を開始する義務を負い、かつ、維持管理期間中、第2期公共施設群の維持管理業務を行う責任を負う。
- 4 この契約に特段の定めのない限り、維持管理業務に係る費用が増加した場合、事業者が当該増加費用を負担する。

(第2期公共施設群の修繕等)

第59条 第2期公共施設群の劣化や損傷部分、性能や機能について、原状あるいは実用上支障のない状態まで、事業者が、自らの責任と費用負担において修繕を行い、事業計画書に定めのない修繕又は更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、第2期公共施設群の修繕又は更新を行った場合、当該修繕又は更新について、市の立会による確認を受け、当該確認後、必要に応じて、その内容を設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに市に提出する。
- 3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる施設・設備等の補修の実施主体及び費用・損害の負担は、市と事業者が協議により定めるものとする。
 - (1) 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷の補修
 - (2) 管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等（不可抗力に該当する事由を含む。）に伴う使用者及び利用者等への損害の補償
- 4 前項の規定にかかわらず、施設及び設備の大規模修繕、及び市の責めに帰すべき事由により事業計画書に定めのない修繕又は更新にかかる費用は、原則として市が負担する。

第4節 運営業務

(運営業務)

- 第60条 運営業務は、次の業務によって構成される。
- ア 地区内デッキ運営業務（市又は市の関係機関が主催する事業への協力を含む。）
 - イ 箕面船場第一駐輪場運営業務（市又は市の関係機関が主催する事業への協力を含む。）
 - ウ 駅前広場運営業務（市又は市の関係機関が主催する事業への協力を含む。）
 - エ 箕面船場第二駐輪場運営業務（市又は市の関係機関が主催する事業への協力を含む。）
 - オ SPC運営業務
- 2 事業者は、自らの責任と費用負担において、運営期間中、本条例に基づき、この契約、入札関係書類、事業計画書、業務要求水準に従い、運営業務を行う。
 - 3 事業者は、運営期間の開始日において、運営業務を開始する義務を負い、かつ、運営期間中、第2期公共施設群の運営を行う責任を負う。
 - 4 この契約に特段の定めのない限り、運営業務に係る費用が増加した場合、事業者が当該増加費用を負担する。

(利用料金)

- 第61条 事業者は、本条例の規定に従い、第2期公共施設群の各施設の利用料金を該当する供用開始日の6か月前までに、それぞれの利用料金について市の承認を求めるものとする。
- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として第2期公共施設群の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、市はその責任を負担しない。
 - 3 市は、隨時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
 - 4 近隣の同種施設の新設、市民の利用動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が生じる恐れのあるときは、事業者は、市の承認を得た上で、利用料金を変更することができるものとする。

(納付金)

- 第62条 事業者は、市に対し、別紙6に定める市納付金として、年額金500,000円を、各事業年度3月末日までに、市の定める方法により納付する。なお、市納付金額は、事業期間において変更しない。

(緊急時の対応等)

- 第63条 事業者は、運営業務の開始までに、災害等に備えて防災計画・危機管理マニュアルを作成し、業務従事者に周知するとともに、市にその写しを提出するものとする。
- 2 事業者は、運営期間において災害等により緊急事態が発生した時又は発生する恐れがあると判断した時は、業務要求水準、防災計画・危機管理マニュアルに従い、ただちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関にその旨連絡しなければならない。
- 3 事業者は、箕面市の市域内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより市が箕面市対策本部を設置した時は、市の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、事業者は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(協議事項)

- 第64条 第59条にかかわらず、管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等(不可抗力に該当する事由を含む。)による臨時休業等に伴う運営リスク(運営費用の増加及び利用者の減少による利用料金収入の減少分の補填をいう。)の負担については、市と事業者が協議により定めるものとし、不可抗力の規定は適用しない。

第5節 市による業務の確認等

(市による説明要求及び立会い)

- 第65条 市は、事業者に対し、維持管理期間及び運営期間中、維持管理業務及び運営業務について、隨時その説明を求めることができ、また、維持管理及び運営の状況を自ら立会いの上確認することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する維持管理及び運営の状況その他についての説明及び市による確認の実施について、市に対して最大限の協力をしなければならない。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、維持管理業務又は運営業務の状況が、この契約、入札関係書類、及び事業計画書に違反しており、又は業務要求水準の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して、期限を定めてその是正を勧告する。この場合、事業者は、市に対して、速やかに改善をし、その結果を市に報告しなければならない。

(モニタリングの実施)

- 第66条 市は、事業者の業務実施の結果及び内容が業務要求水準を満たすことを確保するため、別紙8に従いモニタリングを行う。
- 2 市は、モニタリングの結果、業務要求水準が維持されていないと判断した場合には、別紙8に定める方法に従い是正勧告等の措置を行うことができる。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本条において事業者の義務とされているものを除く部分は、市の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で業務要求水準を達成できない状況が生じ、かつこれを事業者自らが認識した場合、直ちにその理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を市に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて市に対してこれを報告しなければならない。

(評価制度)

- 第67条 市は、第41条第1項に基づき事業者から提出された事業報告書に基づき、利用者等による本業務の評価を年に一度、合議制で行う。事業者は、評価の結果を真摯に受け止め、業務の改善を行う等の対応を行う。
- 2 事業者は、市が維持管理業務及び運営業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち市が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者等の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者等の意見等を聴取するための意見交換会
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 3 事業者は、維持管理業務及び運営業務の実施状況について市が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(違約金)

- 第68条 運営業務及び維持管理業務について、第41条に定める事業報告書等及び第67条に定めるモニタリングの結果に基づき業務要求水準が達成されていないことが判明し、かつ市のは是正勧告等の措置にもかかわらず期限内に当該措置が執られなかった場合、又は第41条に定める事業報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、別紙8に定める額の違約金を支払わなければならぬ。
- 2 前項の違約金請求は、市によるこの契約の解除を妨げるものではない。

第6節 損害等の発生

(第三者に及ぼした損害)

- 第69条 事業者が、維持管理業務又は運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に法的賠償義務を伴う損害が発生したときは、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、事業者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 事業者は、自ら、又は第2期公共施設群の各施設の運営・維持管理者をして、自己の費用において、損害保険会社との間で、維持管理期間及び運営期間中、別紙3に記載する保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書については、市の確認を得るものとする。なお、事業者が付保する保険は別紙3のものに限定されない。
- 3 市及び事業者は協議により、別紙3に記載する保険契約の条件を変更できるものとする。

第5章 施設整備費の支払い

(施設整備費の支払)

- 第70条 市は、この契約の定めるところに従い、事業者に対して施設整備業務の対価として、別紙7に定める施設整備費を支払う。
- 2 施設整備費の支払い方法及び支払スケジュールは別紙7に定めるところによる。

(施設整備費の改定等)

- 第71条 市は、施設整備費について、別紙7に定めるところにより物価変動等に基づく金額の改定を行う。

第6章 自主事業

(自主事業)

- 第72条 事業者は自主事業を行う場合は、自らの責任と費用負担において、自主事業を行う。
- 2 自主事業から得られた収入は、事業者の収入とする。
- 3 事業者は、自主事業開始の30日前までに、自主事業計画書を市に提出して、市の承諾を得なければならない。変更する場合も事前に市の承諾を得なければならない。

ない。

第7章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第1節 契約期間

(契約期間)

- 第73条 この契約は、この契約の締結の日から効力を生じ、維持管理期間の終了日（令和18年3月31日）をもって終了する。
- 2 事業者は、維持管理期間及び運営期間中、第2期公共施設群（設備機器並びに備品等を含む。以下同じ。）を、業務要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、この契約が終了する1年前までに第2期公共施設群の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、この契約の終了までに事業者が実施すべき改修、修繕及び更新を完了する。
- 4 市は、この契約が終了する1年前までに事業者に通知を行った上、終了前検査を実施し、業務要求水準を達成しているかを確認する。かかる検査の過程で第2期公共施設群に事業者が修繕すべきものが存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。
- 5 事業者は、この契約が終了する6ヶ月前までに、この契約終了後の第2期公共施設群の改修、修繕及び更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。
- 6 事業者は、この契約の終了にあたって、市に対し、市が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために第2期公共施設群を継続使用できるよう、維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、業務の引継ぎに必要な協力をを行う。
- 7 市は、この契約の終了に際し、別紙13に従いモニタリングを実施し、事業期間終了時の業務要求水準を満たす状態にない場合には、市及び事業者は、必要な改修、修繕及び更新について協議し、事業者はこれに従って改修、修繕及び更新を履行しなければならない。

第2節 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の契約解除等

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

- 第74条 この契約締結から地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の本件引渡日までの間

において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置をとることができる。

- (1) 事業者が業務の全部又は一部の履行を怠り(事業者が業務要求水準を満たしていない場合を含む。)、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、第4条に従い市の承諾を受けた全体スケジュール表に記載された本件工事の開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的な説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、該当する本件引渡日までに地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場が完成せず、または該当する本件引渡日までに地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場を市に引き渡さないとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(債権者、事業者の役員及び従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (5) 事業者の株主である構成員が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者に適用のある法令等若しくはこの契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反又は不実によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(その役員又はその支店若しくは常時PFI事業契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第6号)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められるとき。

- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいづれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 事業者が、イからホまでのいづれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかつたとき。
- 2 前項の場合において、市は、事業者に対して書面で通知した上で、この契約を解除する。この場合において、既に本指定がなされていた場合には、市は本指定を取り消す。
- 3 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡日より前に前項によりこの契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市が支払うべき施設整備費の総額（但し、消費税・地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 市がこの契約を解除した場合において、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その合格部分を買い受け、当該買い受け部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金を一括払いにより支払う。
- 5 前項の場合において、市が地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来高部分を買い受けない場合、事業者は、市と協議の上、自らの費用と責任により、本件土地（駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の敷地を除く）を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を第97条に準じて計算した利息を付して返還する。

（地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第75条 事業者から市に対する地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡日までの間において、市がこの契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から60日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、この契約を解除することができる。この場合において、既に本指定がなされていた場合には、市は本指定を取り消す。

- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合、市は、地区内デッキ及び箕面

船場第一駐輪場の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 3 市は、前項の規定により地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づきこの契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用(開業費を含む。)及び損害を負担する。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の市による任意解除)

第76条 市は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を要することなくこの契約を解除することができる。この場合の措置については、前条第2項ないし第4項を準用する。なお、この場合において、既に本指定がなされていた場合には、市は本指定を取り消す。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の法令変更による契約解除等)

第77条 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の本件引渡日までの間において、第88条第2項に基づく協議にもかかわらず、この契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本業務の履行が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者に対して書面で通知した上で、この契約を解除する。この場合において、既に本指定がなされていた場合には、市は本指定を取り消す。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を一括払いにより支払う。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し前の不可抗力による契約解除)

第78条 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡日までの間において、第90条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内にこの契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、事業者に対して書面で通知した上で、この契約を解除することができる。この場合において、既に本指定がなされていた場合には、市は本指定を取り消す。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、市は、地区内デッキ及び箕面船

場第一駐輪場の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 3 市は、前項の規定により、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を一括払いにより支払う。

第3節 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の本指定の取消等

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)

第79条 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の本件引渡日以後において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に規定する措置をとることができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、連續して30日以上又は1年間ににおいて合計60日以上にわたり、入札関係書類並びに事業計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難となったとき。
 - (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(債権者及び事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - (5) 事業者が、市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (6) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (7) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
 - (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
 - (9) 別紙8で市がこの契約を解除することができるとされるとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくはこの契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反、不実又は不正によりこの契約の目的を達することができない又は指定管理を継続することが適当でないと市が認めたとき。
 - (11) 事業者が第74条第1項第7号に掲げるイからトのいずれかに該当するとき。
- 2 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、市は、地方自治法第244条の

2第11項の規定により、本指定の全部又は一部を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、この契約の全部又は一部を解除することができる。市は、維持管理業務及び運営業務の全部又は一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた部分を原状に復し(経年劣化による部分はこの限りではない)、その明渡しを請求することができる。但し、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと市が認めたときは、市は事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。

- 3 市は、前項に基づいて本指定の取消しを行おうとする際には、事前に次の各号に掲げる事項を事業者に通知する。
 - (1) 指定取消しの理由
 - (2) 事業者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) 指定取消しの効力発生日(この契約の終了日)
 - (4) その他必要な事項
- 4 第2項の規定により本指定を取消し、又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 5 市は、第2項による解除後も、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の所有権を有する。
- 6 第2項により市によりこの契約が解除された場合、事業者は前年度における事業者の第2期公共施設群の維持管理費及び運営費(但し、消費税・地方消費税相当額を含む。)相当の対価(前年度における施設の運営期間が1年間に満たないときは、当該施設については実際に運営された期間の運営実績から合理的に推測される見込額とする。)の100分の20に相当する額の違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。
- 7 第2項により、事業者が指定管理者として行う維持管理業務及び運営業務の一部が終了した場合、事業者は前年度における事業者の終了にかかる第2期公共施設群の維持管理費及び運営費(但し、消費税・地方消費税相当額を含む。)相当の対価(前年度における施設の運営期間が1年間に満たないときは、当該施設については実際に運営された期間の運営実績から合理的に推測される見込額とする。)の100分の20に相当する額(但し、当該終了にかかる業務に相当する部分に限る。)の違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。
- 8 前2項の場合において、市が被った合理的損害の額が前2項により計算される違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)

- 第80条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市に対して本指定の取消しを申出ができる。
- (1) 市がこの契約に違反し、指定管理を継続することが困難なとき。
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により、事業者が著しく損害又は損失を被ったとき。
- 2 市は、前項の申出を受け、前項各号のいずれかの事実が確認できた場合には、本指定を取消し、契約解除に応じる。
- 3 前項の規定により、本指定が取り消されるなどしてこの契約の全部又は一部が解除された場合であっても、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の所有権は、市が有する。
- 4 第2項に基づき本指定が取り消されるなどしてこの契約の全部又は一部が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の市による任意解除)

- 第81条 市は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を要することなくこの契約を解除することができる。この場合の措置については、前条第2項から第4項を準用する。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の法令変更による本指定の取消等)

- 第82条 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡し日以後において、第88条第2項に基づく協議にもかかわらず、この契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又はこの契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、本指定の全部又は一部を取り消し、又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、当該取消又は停止の範囲に応じてこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項により本指定が取り消されるなどしてこの契約の全部又は一部が解除された場合において、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の所有権は市が有する。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合において、市は、事業者がこの契約の全部又は一部の解除に伴い維持管理業務又は運営業務の全部又は一部を終了させるために要する費用が生ずる場合、その負担は別紙9に従う。

(地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場引渡し以後の不可抗力による本指定の取消等)

第83条 地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡し以後において、第90条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内にこの契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかるわらず、事業者に通知の上、本指定の全部又は一部を取り消し、又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、当該取消又は停止の範囲に応じてこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項により本指定が取り消されるなどしてこの契約の全部又は一部が解除された場合において、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の所有権は市が有する。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合において、市は、事業者がこの契約の全部又は一部の解除に伴い維持管理業務又は運営業務の全部又は一部を終了させるために要する費用が生ずる場合、その負担は別紙10に従う。

第4節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

第84条 事業者は、この契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る第2期公共施設群内(事業者のために設けられた事務室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(業務受託者その他の占有者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき市の指示に合理的な範囲内で従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適切な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、この契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る第2期公共施設群を維持管理・運営するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

4 この契約が期間満了により終了するときは、事業者は要求水準書に規定される指定期間終了にあたっての引継ぎ業務を実施するものとする。

(終了手続の負担)

第85条 この契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第8章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第86条 事業者は、市に対して、この契約の締結日現在において、次の各号が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、この契約を締結し、及びこの契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
 - (2) 事業者によるこの契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、この契約を締結し、履行することにつき、法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) この契約の締結及びこの契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
 - (4) この契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、この契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、この契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号を市に対して誓約する。
- (1) この契約を遵守すること。
 - (2) 市の事前の書面による承諾なしに、この契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、市の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 市の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

第9章 保証

(契約保証金)

- 第87条 事業者は、市に対し、契約保証金として、この契約の締結の日に、施設整備費の総額(消費税及び地方消費税相当額を含む。次項も同じ。)の10分の3相当額(金494,670,000円)を預託する。市は、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡し完了と同時に、かかる契約保証金を事業者に返還する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、施設整備費の総額の10分の3相当額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。この場合、事業者又は請負人等は、この契約の締結日に、かかる履行保証保険契約の写しを市に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険金請求権の上に、第74条第3項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は、事業者がこれを負担する。
- 3 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡日まで(但し、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の引渡日が延長された場合は延長期間を含む。)とする。
- 4 契約保証金に利息は付さない。

第10章 法令変更

(通知の付与及び協議)

- 第88条 事業者は、この契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の設計図書に従った建設若しくは本件工事の実施ができなくなった場合、又は業務要求水準に従って第2期公共施設群の維持管理業務及び運営業務ができなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、この契約に基づく自己の義務が、適用のある法令に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、市及び事業者は、法令の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令の変更に対応するために、速やかに地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の設計・建設

業務、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の設計業務、第2期公共施設群の維持管理業務及び運営業務の変更、本件引渡日、並びにこの契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内にこの契約の変更について合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いこの契約の履行を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

第89条 法令の変更により、設計・建設業務、維持管理業務又は運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙9の定めに従う。この場合、市及び事業者は、必要に応じ、増加費用又は損害の負担方法等について協議する。

第 11 章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第90条 事業者は、不可抗力により、地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場について、設計図書に従った建設若しくは本件工事の実施ができなくなった場合、又は業務要求水準で提示された条件に従って第2期公共施設群の維持管理業務及び運営業務ができなくなった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、事業者及び市は、当該通知が発せられた日以降、この契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに地区内デッキ及び箕面船場第一駐輪場の設計・建設業務の変更、駅前広場及び箕面船場第二駐輪場の設計業務の変更、第2期公共施設群の維持管理業務及び運営業務の変更、本件引渡日、並びにこの契約の変更等(ただし第59条第3項及び第64条で市と事業者の協議の対象とされる事項を除く。)について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内にこの契約の変更について合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いこの契約の履行を継続する。

(不可抗力による増加費用又は損害の扱い)

第91条 不可抗力により、設計・建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙10の定めに従う。この場合、市及び事業者は、必要に応じ、増加費用又は損害の負担方法等について協議する。

第12章 その他の規定

(公租公課の負担)

第92条 この契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とする。市は、事業者に対して施設整備費(及びこれに対する消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)相当額をいう。)を支払うほか、この契約に関連するすべての租税についてこの契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

(秘密保持)

第93条 事業者は、この契約の履行に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 知った時に公知である情報
- (2) 開示者(秘密情報を開示した者をいう。以下本条で同じ。)から開示を受ける以前に既に自ら保有していた情報
- (3) 開示者がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
- (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (7) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- (8) 市が議会の請求に基づき開示する情報

- 2 事業者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 事業者から請負又は委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 4 事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会

計士等への相談依頼等を行う場合等、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

- 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の保護等)

第94条 事業者は、本条例の規定を遵守するとともに、別紙12に定める「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、箕面市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持し、これを維持する。
- 3 業務受託者等が前2項の義務に違反したこと、又は、事業者、請負人等若しくは業務受託者等の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償とともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

(人権研修の実施)

第95条 事業者は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(暴力団の排除)

第96条 事業者は、本条例に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限しなければならない。

(延滞利息)

第97条 市又は事業者が、この契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(株主・第三者割り当て)

第98条 事業者は、この契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙11の様式及び内容の株主誓約書を、市に対して提出させる。

- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に市の承諾を得なければならず、且つ、かかる場合、事業者は、当該新株の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙11の様式及び内容の株主誓約書を提出させる。

3 事業者は、この契約が終了するまでの間、構成企業が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するようにする。

(財務書類の提出)

第99条 事業者は、この契約の締結日以降、この契約の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法(平成17年法律第86号)の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類(会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。)を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行なう。市は当該監査済財務書類を公表することができる。

(事業者の兼業禁止)

第100条 事業者は、この契約による業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(重要事項の変更の届出)

第101条 事業者は、次の各号に変更が生じたときは、本条例の規定により10日以内に市に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規定等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が指定する事項

第13章 雜 則

(請求、通知等の様式その他)

第102条 この契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

2 この契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、要求水準書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号、その後の改正を含む。)の定めに従う。

- 3 この契約における期間の定めについては、この契約に別段の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治44年法律第73号)の定めるところによる。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

(準拠法)

第103条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第104条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第105条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。

別紙 省略

